

### 基本的な考え方

- 広域化は都道府県が広域化推進計画の策定主体（消防組織法第 33 条）として府が、水平連携は市町村消防の原則（消防組織法第 6 条）に基づき、各消防本部が主体となって、今後、具体化を検討

### 今後の取組方向

#### 《広域化》

- 広域化は、今年度の検討結果を踏まえ、広域化推進計画を改訂すべく審議会における議論をスタート
- 隣接市町における地域での広域化や、ブロック化の取組は、市町村の自主的な取組を最大限に尊重し、府は国との調整などの取組をサポート

#### 《水平連携》

- 水平連携は、市町村消防という現行体制における取組であることから、消防本部が主体となって相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討